

船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が生涯学習基本構想・推進計画を策定するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、船橋市生涯学習基本構想・推進計画の策定に関する事項について、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 生涯学習団体関係者 4人以内
- (3) 教育関係者 3人以内
- (4) 社会教育・公民館運営審議会委員 5人以内
- (5) その他市長が必要があると認めた者 3人以内

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について完了した日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、専門的事項について調査審議するため、委員長の指名する者及び委員をもって組織する小委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部社会教育課において処理する。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。